

## 業務説明資料（仕様書）

### 1 業務の名称

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンコンセプト等制作業務

### 2 業務の目的

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン（以下、「神奈川・横浜 DC」という。）は、「GREEN × EXPO 2027」を契機に、神奈川・横浜の多様な魅力に触れることで、新たな発見や感動を体験し、神奈川・横浜の魅力を深く理解してもらうために J R グループ 6 社と地域とが一体となって実施する全国規模の大型観光キャンペーンである。

本業務においては、神奈川・横浜 DC の根幹となるコンセプト及びキャッチコピー・ロゴを制作することで、神奈川・横浜 DC の今後のプロモーションを効果的に推進していくことを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 12 日（金）まで

### 4 業務の内容（企画提案事項）

以下の内容について企画提案を募集する。

#### （1）コンセプトの策定

ア キャンペーンの軸となるコンセプトの策定

イ コンセプトの狙いや表現する価値（差別性、共感性、持続性）についての説明資料

#### （2）キャッチコピーの制作

ア 訴求力・記憶性のあるキャッチコピーを複数案（3 案程度）制作

※異なる媒体展開を想定した短縮バージョンの提示も含む

イ ステートメントの策定

ウ 各案の意図・表現の説明資料

#### （3）ロゴデザインの制作

ア キャンペーンロゴ（カラー／モノクロ／反転）の提案（3 案程度）

※用途別に高解像度、Web 用、小サイズ等、複数パターンに対応できること

イ 各案の意図・表現の説明資料

ウ 使用上の留意点などを記載したガイドライン作成

#### （4）活用例の制作

制作したキャッチコピーやロゴ等が、以下の媒体で効果的に活用されることを想定し、それぞれにおける活用例（イメージ）を提示すること。

ア 観光ガイドブック

イ ポスター、駅貼り広告、屋外広告

ウ 公式 Web サイト

エ ノベルティ等

※参加資格を満たすことが確認できた提案者に対しては、別途「クリエイティブブリーフ」を送付します。

## 5 納品物

### (1) コンセプト企画書

ア コンセプト案

イ コンセプトの狙いや表現する価値（差別性、共感性、持続性）を記載した説明資料

### (2) キャッチコピー案一式

ア キャッチコピー案（短縮バージョン含む）

イ ステートメント案

ウ 各案の意図・表現の説明資料

### (3) ロゴデザイン関連資料

ア ロゴデザイン案（カラー／モノクロ／反転）

イ 各案の意図・表現の説明資料

ウ ロゴガイドライン（トーン&マナー、使用上の注意事項等）

エ ロゴデータ（高解像度、Web 用、小サイズ等 複数パターン）

### (4) 活用例の制作

各媒体（ガイドブック、ポスター、Web、イベント等）での活用イメージ資料

## 6 納品形式

成果物の納品形式（データ形式）については、受託者の提案に基づき協議のうえ決定するものとする。ただし、以下の条件を満たす形式とすることが望ましい。

(1) 編集可能な形式（例：PowerPoint、Word、Illustrator 等）を含むこと

(2) 将来の広報・印刷・Web 展開等で再利用が可能な形式であること

(3) 画像やグラフィックデータについては、十分な解像度・品質を確保し、著作権等の処理が済んでいること

(4) 成果物の内容に応じて、PDF 形式も併せて納品することが望ましい

(5) 写真や映像等を含む場合は、使用权の範囲を明記し、著作権・肖像権に関する確認書を添付すること。

## 7 納品スケジュール（予定）

令和7年9月中旬頃

契約締結

9月下旬頃まで

初稿デザイン案（3案）の提示

10月中旬まで

必要に応じてデザイン等を修正（校正：2回以上）

10月末頃

一次納品（一次納品までに色校正を紙媒体で1回以上実施すること）

※5（1）、（2）、（3）ア及びイを納品すること。

11月28日（金）頃

最終納品

※一次納品したもの以外の納品物を納品すること。

## 8 納品先

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター4階

## 9 成果物に関する権利の帰属

本委託業務における成果物について、多くの企業・団体による商品造成やプロモーション等への幅広い活用を想定しているため、受託者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

- (1) 本委託業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 成果物の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、神奈川県、横浜市、神奈川県観光協会、横浜市観光協会の 4 者に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。
- (3) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者に対して著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約すること。
- (4) 本委託業務に使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

## 10 留意事項

- (1) 受託者は業務を進めるにあたり、発注者と緊密に連携し詳細な協議を行い、その記録を発注者に共有し作業を進めること。この場合に疑義が生じた際は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は発注者の求めに従い、成果物の校正を行い、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。
- (3) 受託者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については受注後に発注者と協議の上決定すること。
- (4) 受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、情報が漏洩することのないよう十分注意を払うとともに、以下の事項について遵守する。
  - ア 知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
  - イ 本契約業務の実施にあたって、関係法令、条約及び規則等を遵守する。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律」により、当該業務委託履行にあたり、当協議会の保有する個人情報を取り扱う場合は、その重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとする。
- (6) 本業務説明資料に記載のない事項及び疑義がある場合には、発注者と協議し、その指示に従うものとする。